

川崎市告示第154号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和7年3月28日

川崎市長 福田紀彦

1 予防接種の種類

水痘

2 実施期間

令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで

3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関

4 対象者

生後12月から生後36月に至るまでの間にある者

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- （1）当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- （2）明らかな発熱を呈している者
- （3）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- （4）当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- （5）上記（1）から（4）までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者